



6) 選択した登記事項の名義人情報が表示されるので、内容を確認し、「通知」又は「不通知」を選択して、「実行」ボタンをクリックします。

\* 物件情報の処理状態が「鑑発待」から「鑑発中」に、名義人情報の処理状態が「未指示」から「指示済」に変わります。

\* 同一登記事項中に次の登記名義人があるときは次の名義人情報が表示されます。

次の登記名義人がないときは、当該物件の処理状況が「鑑確待」になり、次のとおり画面が遷移します。

ア 登記事項が1個の場合は、物件一覧画面(4)に戻って、次の鑑発待の物件が選択状態になります。なお、物件一覧画面で「物件選択省略」をチェックしているときは、当該物件の名義人情報画面(6)に遷移します。

イ 登記事項が複数ある場合は、登記事項一覧画面(8)に遷移します。



<オンライン申請画面>



\* 「届出様式の名義人情報」欄には、「登記情報通知用特定ファイル届出様式」に入力されている権利者の氏名及び住所が表示されます。

\* 「名義人情報」欄の氏名と「届出様式の名義人情報」欄の氏名が一致しない場合には、「届出様式の名義人情報」欄右側の「一覧」ボタンにより選択します。

\* オンライン申請の場合は、指示内容欄の「通知」、「オンライン」にチェックがされているので、申請人が登記識別情報の通知を希望しない場合は、指示内容欄の「不通知」をチェックします。また、申請人が送付による登記識別情報の通知を希望する場合には指示内容欄の「窓口」をチェックします。

<書面申請画面>



\* 書面申請の場合は、指示内容欄の「通知」、「窓口」にチェックがされているので、申請人が登記識別情報の発行を希望しない場合は、指示内容欄の「不通知」をチェックします。